

令和5年度 高尾清掃センター環境報告

◎ 排ガス

調査場所: 1号系の煙突中間

区分	単位	法規制値	(自主規制)	資料採取日			
				5月1日	8月8日	11月7日	3月15日
ばいじん(12%換算)	g/m ³ N	0.08	(0.005)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
硫黄酸化物排出量	m ³ N/h	※	—	<0.01	<0.013	<0.01	<0.014
硫黄酸化物	ppm	—	(5ppm)	<1	<1	<1	<1
窒素酸化物(12%換算)	ppm	250	(40)	13	<8	10	29
塩化水素(12%換算)	ppm	430	(10ppm)	5	5	3	5
全水銀	μg/m ³ (N)	50	(30)	4.7	0.68	1.5	0.2
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	1	(0.01)	0.00019	0.00044	0.000098	0.00082

調査場所: 2号系の煙突中間

区分	単位	法規制値	(自主規制)	資料採取日			
				5月2日	8月9日	11月8日	3月16日
ばいじん(12%換算)	g/m ³ N	0.08	(0.005)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
硫黄酸化物排出量	m ³ N/h	※	—	<0.01	<0.012	<0.01	<0.013
硫黄酸化物	ppm	—	(5ppm)	<1	<1	<1	<1
窒素酸化物(12%換算)	ppm	250	(40)	18	<8	9	21
塩化水素(12%換算)	ppm	430	(10ppm)	5	5	6	4
全水銀	μg/m ³ (N)	50	(30)	1.4	0.26	1.0	0.28
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	1	(0.01)	0.00084	0.000084	0.000011	0.0021

* 塩化水素(12%換算: 1.63mg/m³Nは、1ppm) 公害防止基準は(10ppm)以下で表示されています。

* 硫黄酸化物排出濃度は、公害防止基準では(5ppm)以下で標示されています。

* 公害防止基準値は、環境保全に努めるため、組合が設定した基準値です。

* 全水銀の測定結果は、酸素濃度12%換算値とする。

◎ 熱灼減量(乾式換算)

調査場所: ストックヤード(1号系及び2号系の混合)

区分	単位	基準	資料引渡日											
			4月11日	5月1日	6月2日	7月7日	8月8日	9月1日	10月6日	11月2日	12月1日	1月19日	2月2日	3月1日
溶融固化物(スラグ)	wt%	10	—	不検出	—	—	—	—	—	—	不検出	—	—	—
安定固化物(飛灰)	wt%	10	4.3	4.2	4.5	4.8	4.7	4.1	4.1	4.0	4.4	3.8	4.1	4.2

* 溶融固化物(スラグ)は、約4回/月の採取した試料の混合を分析しています。

◎ ダイオキシン類

調査場所: ストックヤード(1号系及び2号系の混合)

区分	単位(毒性等量)	排出基準(以下)		資料採取日	
				5月2日	11月7日
溶融固化物(スラグ)	pg-TEQ/g	1000以下	※排出基準のとおり	1.1	0.016

区分	単位(毒性等量)	排出基準(以下)		資料採取日	
				5月1日	11月7日
安定固化物(飛灰)	ng-TEQ/g	3以下	※排出基準のとおり	2.5	0.45

※排出基準

溶融固化物: ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係わる環境基準(環境庁告示68号)

飛灰安定固化物: ダイオキシン類特別措置法施行規則第7条の2(廃棄物焼却炉に係わるばいじん等の処理に係わる基準)